



せたな町集中改革プラン

(重点推進事項)

平成18年4月

せたな町行政改革推進本部





目 次

第1章 財政の現況、分析結果及び財政推計	
第1 財政の現況	3
1 予算の推移	
2 歳入	
3 財政力と自主財源	
4 地方交付税	
5 財政構造	
6 基金の状況	
7 義務的経費	
8 投資的経費	
9 借入金	
第2 財政の分析結果	9
第3 財政推計	10
第2章 重点施策及び目標数値	
第1 重点施策	14
事務事業の再編整理	14
事務事業の見直し	
行政評価システムの導入	
民間委託等の推進	15
民間委託等の推進	
権限委譲等への対応	
定員及び給与の適正化	15
定員管理の適正化	
給料の適正化	
手当の適正化	
職員福利厚生事業	
人材育成の推進	
経費の節減合理化等財政の健全化	19
財政運営の健全化	
経費の節減合理化と予算の厳正な執行	
補助金等の整理合理化	



公営企業・第三セクター等の見直し	21
第三セクター等の見直し	
公社の経営健全化	
公共事業・公共施設関係	22
PFI手法の適切な活用	
指定管理者制度の活用	
行政の情報化等サービスの向上	23
行政情報化等の推進	
公平性の確保と透明性の向上	24
行政手続の適正化	
情報公開の推進	
監査機能の強化	
コミュニティ活動の推進	25
地域協働体制の確立	
行政改革実施効果額	26
第2 計画期間及び目標数値	27
1 計画期間及び削減効果	27
2 歳入の確保	27
3 歳出の削減	29



第1章 財政の現況、分析結果及び財政推計

第1 財政の現況

分析方法について

財政状況については、旧3町の決算ベースを基に合算した数値で財政状況を分析しました。

1 予算の推移

旧3町の一般会計の予算規模は、平成9年度まで概ね140億円以上で推移したが、その後は140億円以下で推移し縮小傾向にある。

予算規模縮小の要因としては、国から交付される地方交付税の減少（平成13年度から毎年度6%程度減少）、景気低迷及び人口減による税収などの減少が主なものとなっている。



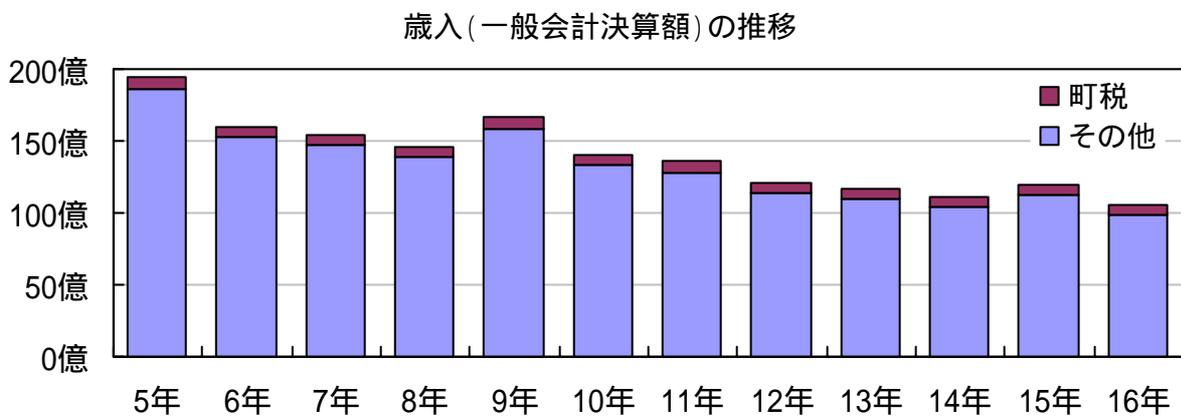
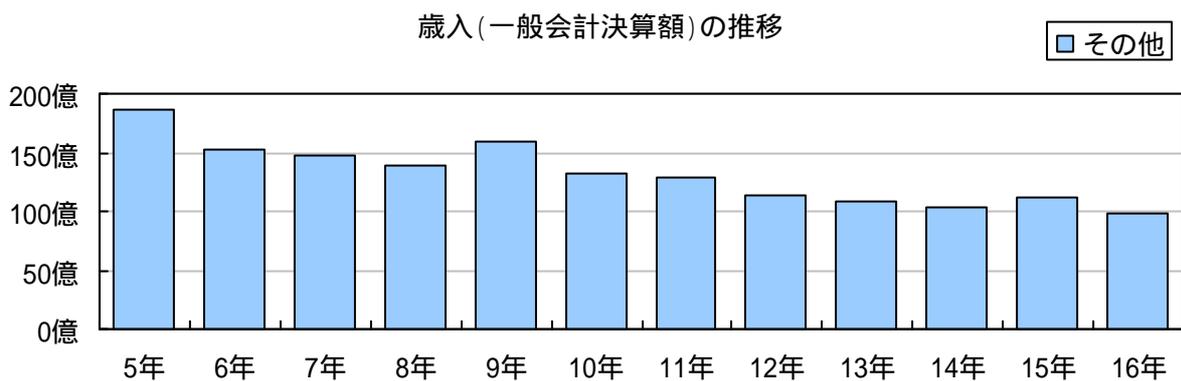
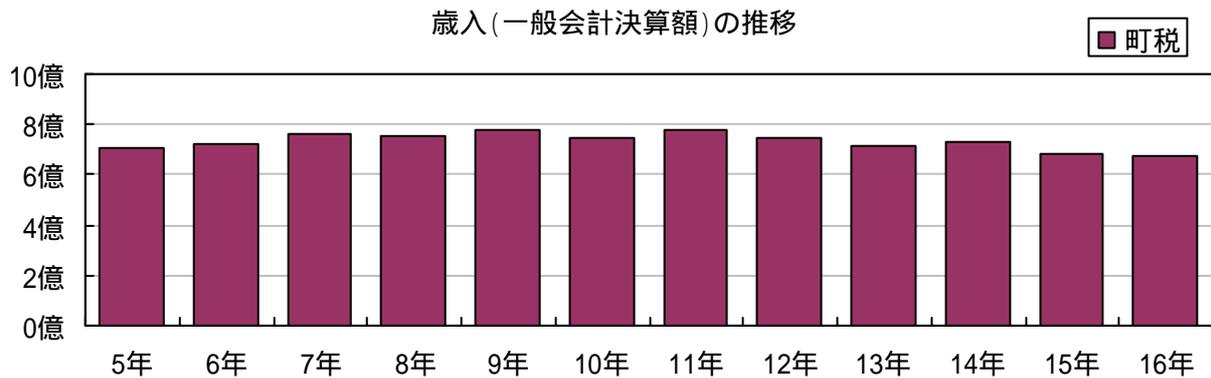
2 歳入

旧3町の歳入は、平成5年度を除き平成11年度までは概ね130億円～150億円前後で推移していたが平成12年度以降は概ね100億円～120億円前後で推移しており、歳入は減少傾向にある。

町税は農業・漁業が基幹産業のため、天候不順により不作・不漁による所得の増減が大きいことや長引く景気の低迷及び人口減少に伴う減収等が、歳入全体に影響を及ぼし伸び



悩みの状態が続いている。また、歳入総額の低下が著しいため平成5年度に3.7%ほどの値を示していた歳入に占める町税の割合が平成10年度以降は6～7%台に上昇している。昨今景気は回復しつつあるものの、平成17年度以降も町税の減少傾向は続くものと推測される。

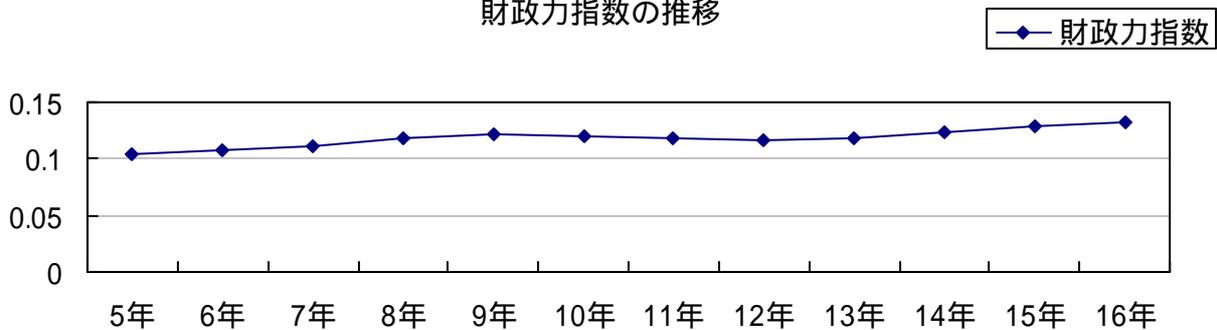




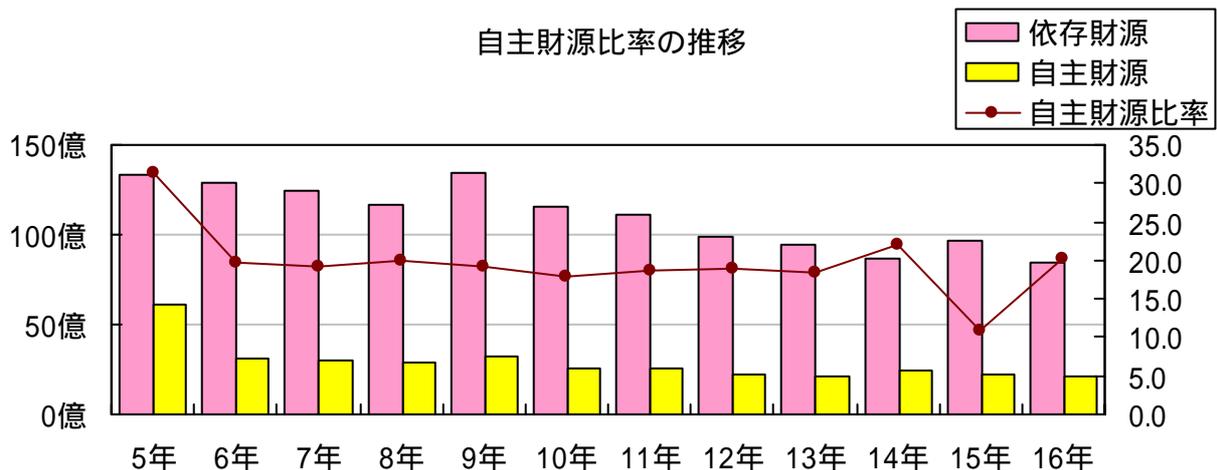
3 財政力と自主財源

自治体の財政力を示す指標として、普通交付税算定の際に積算される財政力指数があり、この財政力指数が1超の場合、その団体は財源に余裕があり、標準的な水準以上の行政を行う力があるとされる。1未満の場合には、財源の不足を補うため、国から普通交付税が交付される。旧3町の財政力指数は平成5年度に0.10であったが、平成16年度は0.13と横ばい傾向にある。また、自治体の行政活動の自主性と安定性を示す指標として、自主財源比率がある。旧3町の場合、平成5年度は災害により31.4%であったが平成6年度以降は概ね横ばい傾向にあり自主財源が伸び悩んでいる。

財政力指数の推移



自主財源比率の推移



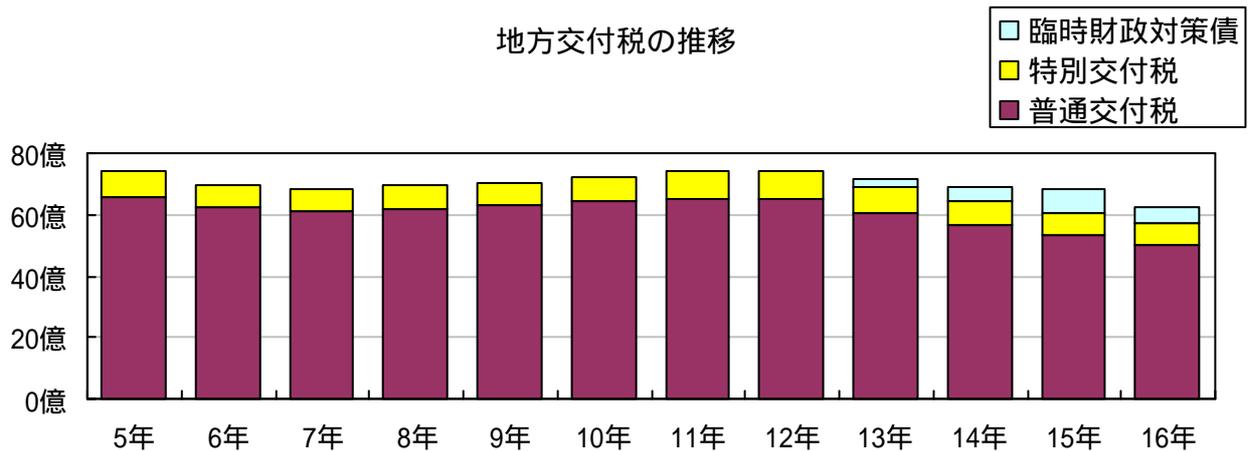
自主財源とは、自治体が自主的に収入する財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入のことをいう。

依存財源とは、国・県から交付されたり、割り当てられたりする収入のことで、地方交付税、国庫・道支出金・地方譲与税・地方債などのことをいう。



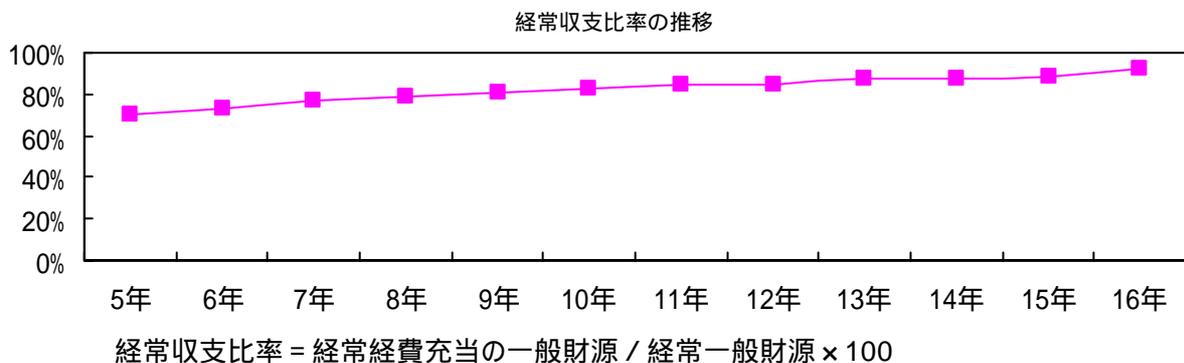
4 地方交付税

平成12年度には73億9千万円であったが、平成13年度以降は国の財源不足から臨時財政対策債が導入されたことや、国の三位一体改革の進展に伴う地方交付税制度の見直しにより、平成16年度には57億4千万円まで減少しており依然厳しい状況が続いている。



5 財政構造

自治体の財政構造の弾力性を測る比率として経常収支比率がある。これは、人件費、扶助費等の経常経費に地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかを見るもので、町村にあっては70%程度が妥当とされており、75%を超えると、その自治体は弾力を失いつつあるとされている。旧3町の場合は、平成5年度は70.3%であった。年々その比率は高まり平成16年度には92.1%と平成5年度以降最も高い値となっている。

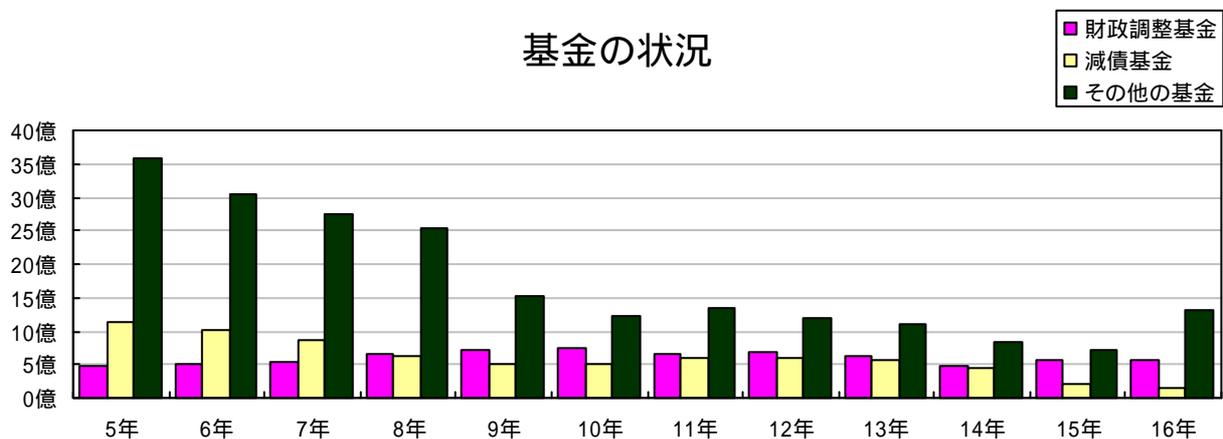




6 基金の状況

基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本町では21の基金が、それぞれの目的に応じて設置されている。例えば、財政調整基金は予算編成の財源不足の補填、減債基金は災害時などの対応に備えるもので、財政調整基金と減債基金の平成16年度末の合計残高は約6億3千万円(平成5年度比 10億0千万円)となっている。

全体の基金残高は、平成16年度末で約19億1千万円、ピーク時である平成5年度の約4割まで減少している。



7 義務的経費

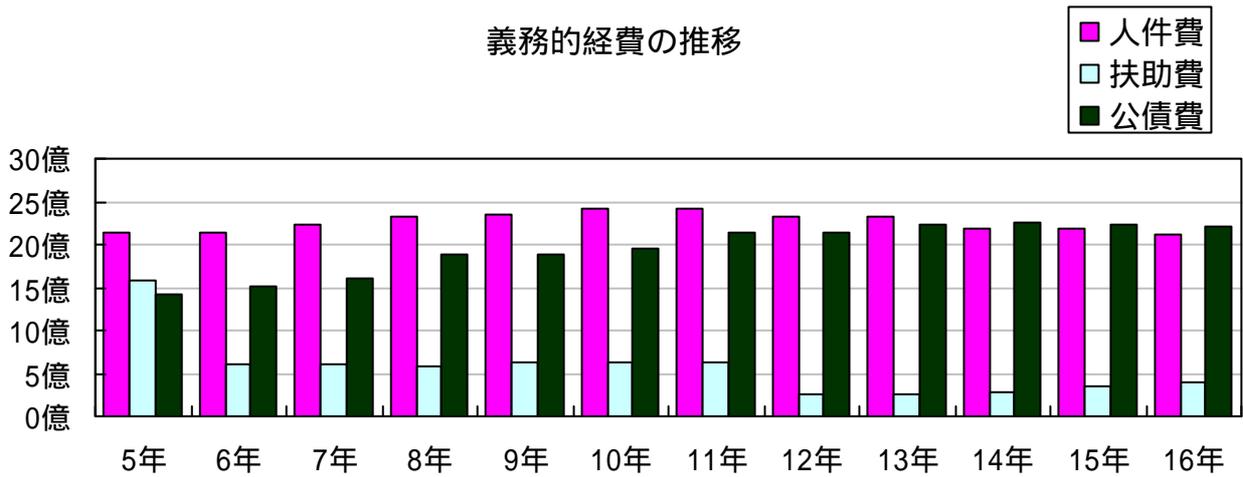
義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費のことで、支出が義務づけられている経費である。

一般的に歳出全体に占める義務的経費の比率が低い程財政は弾力性があり、高いほど硬直化しているといえる。旧3町の場合、平成16年度では45.5%となっており平成5年度の26.8%から18.6%増加している。

項目別で見ると平成5年度対比で平成16年度人件費は0.5%減少、扶助費は75.6%減少、公債費は55.5%増加となっている。なお、扶助費については、平成5年度は北海道南西沖地震による特殊事情により多く、介護保険制度導入に伴い平成12年度は減少したが翌年からは増加傾向となっている。



義務的経費の推移

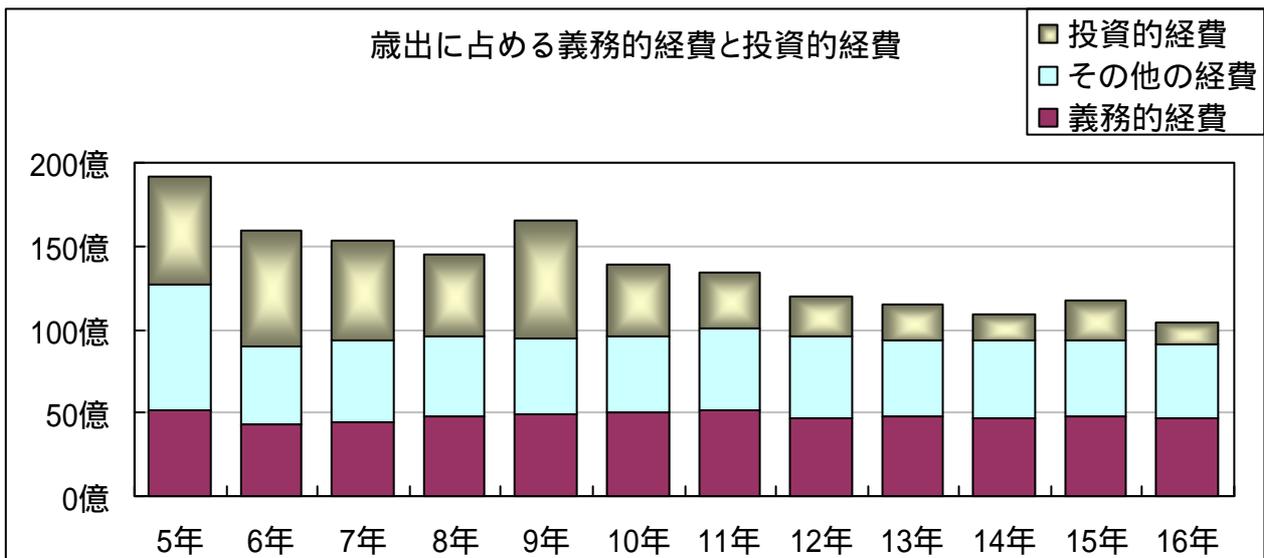


8 投資的経費

投資的経費とは、その支出効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、工事費や公有財産購入費などの普通建設事業費を指し、国・道の補助金を受けて行う補助事業と、町単独で行う町単独事業に分類される。

近年は、義務的経費やその他の経費(物件費、補助費等、維持補修費など)は横ばい傾向にある。

歳出に占める投資的経費の割合は、平成5年度33.5%に対し平成16年度は12.5%と減少傾向となっている。



その他は、委託料、高熱水費、消耗品などの物件費、他会計の不足を補うための繰出金、負担金、補助金などの補助費等、施設の維持補修費をいう。



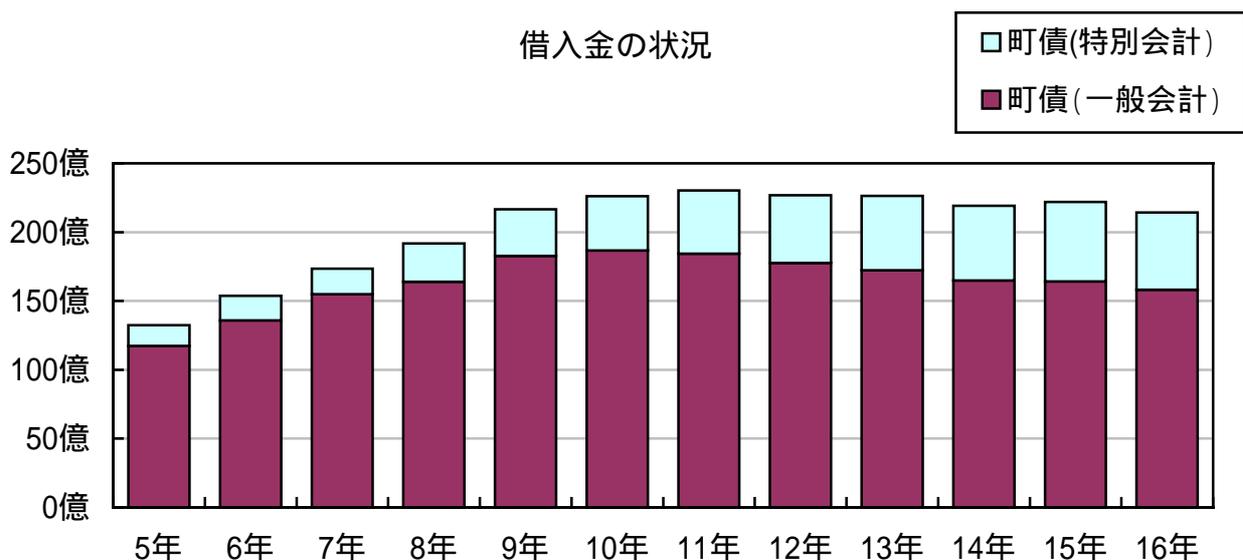
9 借入金

地方債(町債)は、自治体が財源の調達を目的として行う「借金」で、その返済が一般会計年度を超えて行われているものを示す。

地方債の活用により、「財政負担の年度間調整」を図ることができるが、翌年度以降、その償還のための支出を義務付けられることになるため、過度に地方債に依存することは、将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくはない。

旧3町の場合、平成16年度末の町債残高は全会計で約214億2千万円となり、平成5年度と比較すると61.8%増加している。(一般会計34.8%増加、特別会計275.0%増加)

今後は、借入金の返済状況を勘案し優先順位による事業選択を行い、財政規模に見合った範囲で借入をする必要がある。



第2 財政の分析結果

歳入面では、長引く景気の低迷による雇用環境の悪化や基幹産業を取り巻く環境の変化の中で地域経済は総体的に低迷状況の影響を受け、財政収入の中心である町税が伸び悩んでいる状況にある。さらには、地方交付税の減少が著しく、町の努力で補えない歳入不足により基金の取り崩しによる財政運営がなされていた。

一方、歳出面では、国の経済対策に対応しつつ公共事業に取り組んできたことや公共下水



道事業、公共施設等の新設、改築に伴う借入をしたことから、借入金元利償還のための公債費や高齢化の進展に伴う扶助費(福祉関連費)の増加が見込まれる。

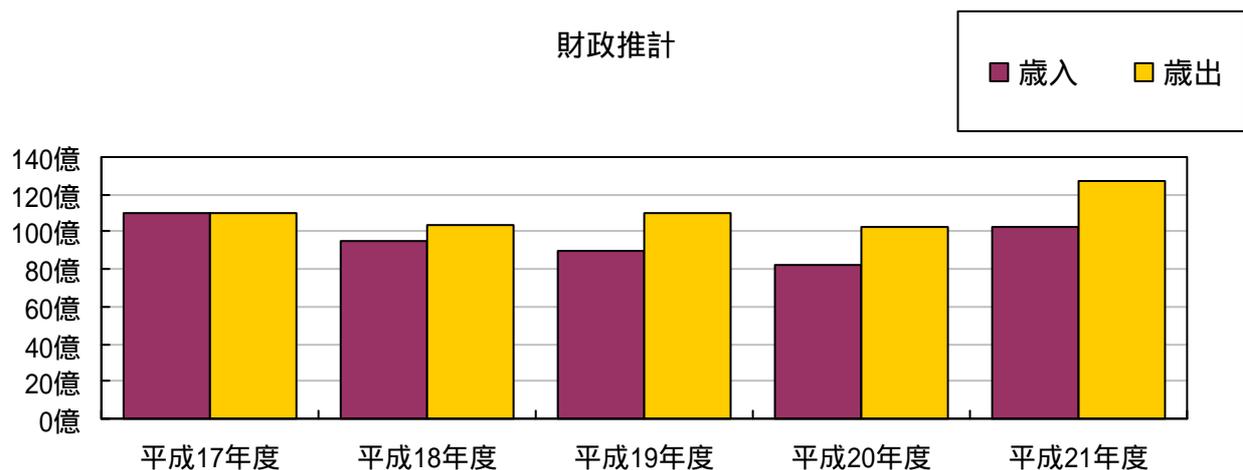
これらのことから、事務事業の見直しや経費節減を行うなど効率的な財政運営に努めなければならないが、地方交付税に依存している現状では国の動向により、より一層厳しさを増すことが想定される。

第3 財政推計

国の三位一体の改革が進む中で、地方への税源移譲とともに、国庫負担金及び地方交付税の見直しがなされ、安定した財政運営を行うためには更なる改革が必要となっている。

このような厳しい財政状況下でも、少子化対策、高齢者対策、情報通信整備、環境対策、産業振興、地域活性化などに対応するための諸施策に取り組んでいかなければならない。

こうした前提に基づき概ね同水準のサービスを継続すると仮定して普通会計による歳入・歳出を試算すると、単年度収支では平成18年度に8億8千万円、平成19年度に21億1千万円、平成20年度に19億3千万円、平成21年度に24億7千万円の歳入不足を生じる収支見通しとなった。



平成16年度決算額を基準に一般会計ベースで試算した。



平成17年度以降(5ヵ年間)の財政推計

(単位:百万円)

区 分		H16	収 支 見 通 し					計
			H17	H18	H19	H20	H21	
歳 入	町 税	672	655	634	617	600	584	3,090
	地方譲与税	179	190	228	228	227	227	1,100
	地方交付税	5,743	5,929	5,522	4,970	4,672	4,391	25,484
	使用料・手数料	243	230	231	230	231	231	1,153
	国・道支出金	1,105	792	667	687	495	1,368	4,009
	町 債	1,243	1,647	1,181	1,412	1,405	2,826	8,471
	臨時財政対策債	500	385	347	0	0	0	732
	そ の 他	743	1,262	834	1,412	1,405	2,826	7,739
	その他の歳入	1,417	1,593	1,027	787	649	636	4,692
	合 計	10,602	11,036	9,490	8,931	8,279	10,263	47,999
歳 出	義務的経費	4,715	4,447	4,286	4,322	4,190	4,091	21,336
	人件費	2,125	2,013	2,008	2,008	2,007	2,007	10,043
	扶助費	385	362	348	352	356	359	1,777
	公債費	2,205	2,072	1,930	1,962	1,827	1,725	9,516
	投資的経費	1,296	1,484	2,082	2,712	1,988	4,615	12,881
	その他の経費	4,412	5,105	4,005	4,005	4,030	4,030	21,175
	物件費	1,427	1,735	1,054	1,055	1,055	1,055	5,954
	維持補修費	141	131	274	273	273	273	1,224
	補助費等	1,953	1,986	1,363	1,362	1,362	1,362	7,435
	繰出金	741	1,238	1,299	1,300	1,300	1,300	6,437
	そ の 他	150	15	15	15	40	40	125
	合 計	10,423	11,036	10,373	11,039	10,208	12,736	55,392
	歳入歳出差引額	179	0	883	2,108	1,929	2,473	7,393
平成17~21累積収支		0	883	2,991	4,920	7,393	7,393	
基金年度末残高	1,919	1,175	829	705	705	705		
財政調整基金	517	251	111	0	0	0		
減債基金	119	39	13	0	0	0		
町債年度末残高	15,825	15,434	14,688	14,138	13,717	15,123		

上記には行財政改革による効果額は含んでいない。過不足額の推計となっている。



財政推計の方法

1 歳入

町 税	<p>平成 17 年度及び平成 18 年度は、財政課見通し額(平成 18 年 2 月 20 日現在の予算編成時見通し額。以下同様。)を計上し、19 年度以降は対前年度 2.7%減で計上した。</p> <p>平成 17 年度を含め 5 年間推計するため、平成 16 年から 5 年間遡り平成 11-16 年の増加率を使用した。$(11 \text{ 年} / 16 \text{ 年} - 1)^{1/5} = 2.687\%$</p> <p>なお、平成 11 年度は 5 年間で最大値である。</p>
地方贈与税	<p>平成 17 年度及び 18 年度は財政課見通し額を計上し、税制改正のため税源移譲で所得贈与税の措置を含む。平成 19 年度以降は平成 18 年度額を一定として計上した。</p>
地方交付税	<p>平成 17 年度及び平成 18 年度は財政課見通し額を計上し、平成 19 年度の普通交付税は対前年度 10%減、平成 20 年度以降は対前年度 6%減で計上し、特別交付税も同様とした。</p>
使用料・手数料	<p>平成 17 年度、平成 18 年度は財政課見通し額とし、平成 19 年度以降は平成 18 年度額を一定として計上した。</p>
国・道支出金	<p>平成 17 年度、平成 18 年度は財政課見通し額とし、平成 19 年度以降は事業計画等に基づき計上した。</p>
町 債	<p>臨時財政対策債は、平成 18 年度に財政課見通し額を計上し、平成 19 年度以降は計上していない。</p> <p>その他の町債については、事業計画に基づき計上した。</p>
その他歳入	<p>諸収入は平成 17 年度を基準に対前年度 $7\% ((11 \text{ 年} / 16 \text{ 年} - 1)^{1/5} = 7.028\%)$ 減、以降の年度についても同様に減じ計上した。</p> <p>その他については、平成 17 年度は決算見込額(打ち切り決算 + 補正予算)を計上した。</p> <p>平成 18 年度は財政課見通し額とし、平成 19 年度以降は平成 18 年度額を一定として計上した。</p>



2 歳出

人 件 費	平成 17 年度は旧3町決算に新町を補正予算後の額を加算した額を計上した。 平成 18 年度以降は平成 17 年度の特別職等の重複を除いた額を一定として計上した。
扶 助 費	平成 18 年度は財政課見通し額を基準とし、対前年度1%増で各年度に計上した。
公 債 費	平成 18 年度は財政課見通し額で計上した。 平成 19 年度以降は、財政課による償還計画 + 事業計画に基づき計上した。 新発債(特例債以外)は2%、翌年度支払、償還期間20年で見積した。 合併特例債は、2%、3年据え置き、償還期間20年で見積した。
投 資 的 経 費	事業計画(新町建設計画及び過疎計画)の事業費を計上した。
物 件 費	平成 18 年度は財政課見通し額とし、平成 19 年度以降は平成 18 年度額を一定として計上した。
維 持 補 修 費	平成 18 年度額は財政課見通し額とし、平成 19 年度以降は平成 18 年度額を一定として計上した。
補 助 費 等	平成 18 年度額は財政課見通し額とし、平成 19 年度以降は平成 18 年度額を一定として計上した。
繰 出 金	平成 18 年度は財政課見通し額とし、平成 19 年度以降は平成 18 年度額を一定として計上した。
そ の 他	投資及び出資金・貸付金は平成 17 年度額を一定として計上した。 積立金は合併特例債による基金積立分(5%)を平成 20 年度以降に計上した。



第2章 重点施策及び目標数値

第1 重点施策

事務事業の再編整理

事務事業の見直し

事務事業全般について、最小の経費で最大の効果をあげるため、限られた財源を有効に使っているか常に見直し経費縮減を図ります。

行政関与の必要性、行政サービスの受益と負担の公平確保、行政効率性、事業効果等を十分吟味し、より一層の事務事業の整理合理化を推進します。

当初の目的を達したと思われる事業、既に計画された事業や着手した事業などであっても、その必要性、費用対効果を十分に精査し、その推進について検証します。

さらには、国庫補助事業、道費補助事業についても、その必要性、事業効果等を十分勘案して事業展開を図ります。

町民ニーズを十分に把握し、複雑多様化する行政需要や新たな行政課題の把握に努め、実施すべき施策の選択や重点化(優先順位)を図ります。

行政評価システムの導入

行政事務執行は、企画 実施 評価のサイクルにより運営されています。その成果を共通の指標に基づき評価して、次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することにより、町政運営における施策や事務事業の効果的な配分を図るとともに、評価結果を公表することにより、町政の透明性の向上を図り、町民参画の町政を推進します。

これまでは、企画と実施は重視されがちでしたが、地方自治体の自己決定、自己責任による行政運営とコスト感覚をもって経営することが重要となります。そのため、施策や事務事業の成果を定量的に把握し、施策選択や事務事業の改善に役立てる手段として、行政評価システムの導入を進めます。



民間委託等の推進

民間委託等の推進

行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、定型的業務を含めた事務事業全般にわたり総点検を行い低コストで民間委託等が可能な事務事業については、民間事業者への委託等を推進します。

具体の手法としては、他自治体の取組事例や民間の受託提案などを参考にしながら委託の可能性について検証します。その際に複数組織にまたがる共通した事務の集約化、委託実施期間の複数年度化など様々な視点から検討します。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性に努めるとともに、委託先には個人情報保護や守秘義務を遵守させます。

権限委譲等への対応

町が処理することにより町民負担の軽減となる事務や、事務処理効率化の点から町で処理することが有効な権限委譲事務についての受入れを検討します。

定員及び給与の適正化

定員管理の適正化

本町の職員数は、総務省の定める「定員モデル」や「類似団体等職員数」と比較し多い職員数となっている。このことは、それぞれの地方自治体を機能させるため同様の課や委員会を設置していたことが要因であります。しかし、将来にわたってこのような組織構造が通用するものではありません。そのため、段階的に組織・機構の改革に取り組むと同時に職員数の適正化に取り組みます。

行財政改革を実行あるものとするため計画的な職員数の抑制に取り組み、集中改革プラン



における目標を次のとおり定め定員適正化に取り組みます。

《数値目標》

集中改革プラン

平成22年4月1日現在までに23人以上（約6.9%）の実質的な純減を行う。

計画期間内で 給与費 278,304千円削減（共済費等も含む）

給料の適正化

給料については、全国の市町村では基本的に国の人事院勧告に準じ改正がされています。しかし、地方交付税の削減に端を発した国の三位一体改革が進むにつれて、市町村財政の悪化に拍車がかかり、全国の市町村は常勤特別職・議会議員・職員給与等の削減、事務事業の見直し、基金の取り崩しなどにより財政の均衡を図っている現状にあります。

当町としても今後の財政推移を見極めながら給料の適正化に取り組みます。

《数値目標》

常勤特別職報酬の削減	計画期間内で	2,486千円削減
------------	--------	-----------

議員報酬の削減	計画期間内で	5,250千円削減
---------	--------	-----------

議員定数の見直し	計画期間内で	199,059千円削減（ 22人）
----------	--------	-------------------

手当の適正化

町財政の厳しい現状、時代の変化に伴う手当の必要性等を考慮し、次の手法を用い手当の適正化を図ります。

- (1)常勤特別職、議会議員の期末手当及び職員の期末・勤勉手当について、適時見直しを図ります。
- (2)管理職手当支給率について適時見直しを検討します。



(3) 寒冷地手当は、積雪寒冷地に居住する職員に対し支給され、積雪寒冷地に居住する職員にとっては生活費の一部として必要なものであるが、町財政の厳しい現状から支給額について適時見直しを図ります。

(4) 時間外手当については、管理職以外の職員に対して時間外勤務を行った際に支給される手当です。

時間外勤務の常態化に起因する公務能率の低下や職員の過重労働による健康障害・メンタル障害の発生の防止を図る観点から、時間外手当に代わる措置として設けられている代休制度を最大限活用し、時間外手当の削減に努めます。

(5) 特殊勤務手当は、その支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められることに従事する職員」に、その特殊性に応じて支給する手当です。

特殊勤務手当は急速な技術の進歩、社会情勢の変化、業務内容の変化、職務の困難性の軽減等を考慮し、特殊性の有無、業務実態及び支給の実績、国・北海道・近隣市町村の状況を基準に検討・見直しを図ってきました。今後は、時代の変化に合せ制度の趣旨に合致しない手当については随時、見直しを図ります。

《数値目標》

常勤特別職期末手当	計画期間内で 4,412千円削減
議員期末手当	計画期間内で 4,831千円削減
職員期末勤勉手当（役職加算を含む）	計画期間内で 71,471千円削減
管理職手当	計画期間内で 14,500千円削減
寒冷地手当（特別職含む）	計画期間内で 27,357千円削減
時間外手当	計画期間内で 8,048千円削減



職員福利厚生事業

本町における職員の福利厚生事業については、平成17年度は旧町ごとに事務事業を行っている現状にあります。

昨今の社会情勢から、町民の理解と支持が得られる福利厚生事業であることが必要です。

そのため、福利厚生事業に対する町からの補助金を見直します。

《数値目標》

職員福利厚生事業補助金	計画期間内で	582千円削減
-------------	--------	---------

人材育成の推進

人材育成は、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが必要とされ、平成16年6月に地方公務員法の改正により「研修に関する基本方針」を定めることについて法律上の責務とされました。このため、「研修に関する基本方針」を策定し職員の能力向上に努めます。

《推進事項》

研修に関する基本方針策定、職員の自主研修などの奨励、管内職員研修会への参加、自治政策研修センター研修への参加、管理運営制度の検討、勤務評定制度の検討、職場内研修の実施、北海道派遣の実施、民間研修の実施



経費の節減合理化等財政の健全化

財政運営の健全化

町の会計は一般会計と特別会計があり、旧3町を合計した平成16年度決算では、一般会計から特別会計への繰出金が7億4千万円となっており、一般会計に占める割合は7%を超える状況となっています。

平成16年度末の町債残高は、一般会計158億3千万円、特別会計55億9千万円、合計214億2千万円となっており、町民一人当たり194万円となります。

今後、益々、高齢化社会対策経費をはじめとする歳出の増加が見込まれることから、徹底した行政経費の削減を図るため自主財政健全化計画(仮称)を策定し、中長期的な視点に立った健全な財政基盤の確立に向けて取り組みを強化します。

項 目		集中改革プランにおける内容			
主な歳入確保策	(1)超過課税・法定外税新設		超過税率適用は従前から実施のため効果額は0千円		
	(2)税の徴収対策		(1)徴収率の向上 町 民 税 H16年度 91.77% H21年度 92.93% 固定資産税 H16年度 89.91% H21年度 93.67% 軽自動車税 H16年度 99.55% H21年度 100%		
	(3)使用料・手数料の見直し		現段階では、改正予定なし		
	(4)未利用地財産の売り払い等		分譲宅地7区画 H20 21,000千円		
	(5)その他				
主な歳出削減策	(1)	職員削減(議員含む)		職員数 23人 純減率 6.9%(331人 308人) 議員数 22人(38人 16人)	
		うち退職者不補充		不補充数 23人	
		うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用		嘱託0人、臨時0人、派遣0人	
	人件費削減	給与等削減	職 員	給 料 手 当	各種手当の削減
			三 役 等 特 別 職	報 酬 手 当	報酬額の削除 期末手当の削減
		議 員	報 酬	報酬額の削減、議員定数の見直し	
			手 当	期末手当の削減	
	その他				
	うち福利厚生事業		職員会への補助金の見直し		
	(2)組織の統廃合		特になし		
(3)民間委託による事務事業費削減		三杉荘の民間委託の検討			
うち指定管理者制度の導入によるもの		指定管理者導入見込み施設数 7施設			



(4)施設等維持費の見直し	職員による軽微な修繕の実施
(5)補助金等の整理合理化	補助額・率の見直し、負担金の見直し
(6)投資的経費の見直し	ソフト事業・建設事業の見直し
(7)内部管理経費の見直し	消耗品費の節減、光熱水費等の節減、臨時職員の削減、旅費の削減、通信運搬費の節減、備品購入の抑制、公用車経費の抑制
(8)その他事務事業の整理合理化	随時見直し
(9)その他	

経費の節減合理化と予算の厳正な執行

財政事情が厳しさを増している中で、多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応するため、行政経費全般についての節減と予算の適正な執行に努めます。

財源配分の重点化を図るため、今後、策定が予定されている総合計画における実施計画においては、限られた財源を有効に活用できるよう優先順位による事業実施に努めます。

また、職員定数適正化のため平成19年度から段階的に組織・機構改革を実施します。

さらには、経費の節減・合理化による健全化を一層進めるため、政策予算に帰属しない事務費などについて経費節減に努めます。

《推進事項》

出張時公用車の活用、交際費の削減、定期購読物の見直し、フレックスタイム制の検討、職員被服貸付制度の見直し、コピー用紙等の両面使用の推進、一般経費（事務用品、光熱水費、通信運搬費、備品購入費、維持補修費）の節減

補助金等の整理合理化

補助金等については経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査し、終期の設定や補助基準などについて年度ごとに見直しを行い、当初の目的を達成したものについては廃止又は



廃止を目的とした削減に努めるとともに、町民ニーズに応じたメニュー化や支援が必要とされるものについては新設するなど、公正かつ効率的な補助金等の整理合理化に努めます。

補助金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について次の基準に従い見直しを進めます。

検 討 手 法	
ア. 補助金が10万円以下の補助金	エ. 公共性の低いもの
イ. 繰越金の額が補助金の額より多いもの	オ. 社会情勢に合致していないもの
ウ. 交付開始から10年を経過したもの	カ. 団体運営費のみの補助金

《数値目標》

補助金、助成金、交付金の見直し	90,600千円削減（ 8% ）
一部事務組合等負担金の削減	207,775千円削減（ 23% ）

公営企業・第三セクター等の見直し

第三セクター等の見直し

第三セクターとして町が関与している団体は、北檜山町観光振興公社（出資率51%）となっている。また、出資団体以外の観光施設の委託先として財団法人貝取潤温泉公社がある。

これらの2公社については、出資者及び委託先として常に適時的確に経営状況の把握を行い、経営状況の悪化が深刻であると判断される場合には、経営悪化の原因を検証し、抜本的な経営改善に向けた要請をします。その上で、経営の改善が極めて困難と判断される場合は、統合、解散、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを検討するとともに、指定管理者制度による民間参入を視野に入れた検討をします。

《数値目標》

計画期間内で繰出金	15,000千円削減（国民宿舎あわび山荘）
-----------	-----------------------



公社の経営健全化

土地開発公社が保有する先行取得に係る未利用地については、土地の処分も含め土地開発公社保有地の活用を図り安定経営に努めます。

《数値目標》

計画期間内で 7 件の売払 21,000千円の増収

公共事業・公共施設関係

PFI手法の適切な活用

今後見込まれる公共施設の新設にあたってはPFIで対応可能か検討を行います。

PFIでの事業化にあっては、事業計画の設定から事業採算性等の検討は勿論のこと、実施方針の策定・公表による事業者への事業方式、事業収入などの事前情報を提供する必要があります。事業性の確保や、特定事業の選定・公表、民間事業者の選定・公表により透明性の確保が図れるよう工夫し導入に向けて調査・研究を進めます。

用語解説 (PFI: プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)

公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、JRやNTTのような民営化とは違います。

PFIの導入目的は、安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としています。



指定管理者制度の活用

指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度です。

公設民営化等による民間活力の活用を図る観点からも、新たに創設された指定管理者制度をより効果的なものとするため管理委託を行っている施設、直営の施設及び今後新規に設置される施設については、指定管理者制度の活用を検討します。

直営の公共施設については、ファシリティ・マネジメント・システム(管理業務全般を見直し、事務作業を一元化して人員配置を適正化したり、経費を圧縮する経営支援の手法)の活用による施設管理のあり方について調査・研究します。

施設における委託制度の現況

(1)管理運営委託施設	施設数	9	施設
(2)業務委託施設	施設数	114	施設
(3)直営施設	施設数	75	施設

道路・河川の業務委託、職員住宅、街路灯などの業務委託は除く。

指定管理者制度導入予定

指定施設数 7施設 110千円削減 (5%)

行政の情報化等サービスの向上

行政情報化等の推進

情報の取扱いに関するセキュリティに十分配慮し、さらなる行政情報システムの活用を図ります。そのため、町政に関する情報を迅速に提供できる体制づくりを検討し、できるかぎり最新情報の発信に努めます。



《推進事項》

ホームページ庁内編集委員会の設置

ホームページの迅速な更新、内容の充実

公平性の確保と透明性の向上

行政手続の適正化

行政事務は行政手続条例に基づき、各担当課において事務処理がなされているところです。今後も行政事務処理を継続的に見直し、事務処理の簡略化、行政手続の適正化に努めます。

行政事務は、町条例・規則などに基づかない細やかな事務処理があり、行政手続条例の対象とされていないものもあります。それらの事務処理についても行政手続条例の主旨に基づき適正な執行に努めます。

情報公開の推進

公平性の確保、透明性の向上のため平成17年度中に情報公開条例を制定します。

迅速的な資料の公開に向け文書管理システム運用の充実を図り、情報公開の推進に努めます。さらには、町民が行政情報を利用しやすい公共施設に情報公開コーナーを設置し情報発信に努めます。

《推進事項》

情報公開コーナー設置



監査機能の強化

適正で効果的な行政運営を図るため、監査委員による研修の充実、監査結果の公表などに努めます。さらには監査機能の専門性・独立性を高め監査の充実を図るための外部監査制度の導入や、監査機能の強化と効率性の確保の観点から監査委員事務局の共同設置などについて調査・研究します。

コミュニティー活動の推進

地域協働体制の確立

分権型社会では、地域住民による自治の確立が地域づくりに欠かせない要素です。地域づくりは行政だけで企画・立案・決定・実施をしていては、住民主体の地域づくりを進めることはできません。地域住民と行政がお互いにオープンに対話し、そしてパートナーとして共に手を携え地域づくりを進めることが大切です。そのため、協働のまちづくりを基本とした行政運営に努めます。

(推進事項)

- (1)NPO,自治会など各種団体の育成・支援、団体相互間の調整、ネットワークづくり
支援
- (2)職員による地域ボランティア活動の実施



行政改革実施効果額

平成17年度から平成21年度までの5年間における目標額を達成することにより、次のとおり財政効果額が見込まれます。(平成22年4月1日職員採用による人件費は含めない)

(1) 累計 歳入 2千9百万円増収

歳出 41億6千7百万円削減

(2) 年度別歳出 平成17年度 9千2百万円

平成18年度 3億9千6百万円

平成19年度 3億1千1百万円

平成20年度 7億6千1百万円

平成21年度 26億7百万円

行政改革による年度別財政効果額

(単位:百万円)

区 分		財政効果額 (累計)						
		H17	H18	H19	H20	H21	累計	H22
歳入	町 税	2	2	2	1	1	8	0
	その他歳入	0	0	0	21	0	21	0
	計	2	2	2	22	1	29	0
歳出	義務的経費	34	163	128	171	141	637	20
	人件費	34	163	128	171	141	637	20
	投資的経費	0	10	144	551	2,427	3,132	0
	事業費	0	10	144	551	2,427	3,132	0
	その他の経費	58	223	39	39	39	398	0
	物件費	1	48	4	4	4	61	0
	維持補修費	0	2	2	2	2	8	0
	補助費等	57	173	23	23	23	299	0
	繰出金	0	0	10	10	10	30	0
	計	92	396	311	761	2,607	4,167	20



第2 計画期間及び目標数値

事務事業の見直し等の行政改革を継続的に行わず、概ね同水準のサービスを継続すると仮定した場合の平成17年度から平成21年度の5年間にわたる一般会計の財政推計によると8億8千万から24億7千万円程度の収支バランスのギャップが生じ、その額は累計で概ね73億9千万円程度と推計される。

このことは、本町が進める少子・高齢化対策をはじめとするまちづくり施策や、新たな施策を含めた行政課題に対応することが難しくなるといえます。

そのため、財源を確保し財政収支の均衡を図ることが必要不可欠であるため、次の事項について重点的に取り組み、計画期間で概ね41億6千万円を超える歳出の圧縮を目標とします。また、今後の新たな行政課題に対応できるよう更なる歳入の確保に努めます。

1 計画期間及び削減効果

せたな町集中改革プランは、平成17年9月1日から平成21年度までの4年7ヶ月を計画期間とします。ただし、目標額・効果額については年度で見込んでいます。

この計画は、行政改革大綱に位置づけられた施策の中から、重点推進事項として具体的取り組み方法や歳入・歳出の目標額・効果額等をできる限り数値化し策定しました。なお、「第1 重点施策」において掲載している「数値目標」は財政推計との比較のため5年間の累計効果額とし、「第2 計画期間及び数値目標値」における「効果額」は単年度における金額を掲載しております。

2 歳入の確保

(1) 町税

町税徴収対策として特別滞納月間の設定、悪質滞納者への差押え等の実施により歳入の確保に努めます。



町民税

収納率 5年間 1.16%の増加 効果額 2,723 千円増収

固定資産税

収納率 5年間 3.76%の増加 効果額 5,197 千円増収

軽自動車税

収納率 5年間 0.45%の増加 効果額 85 千円増収

一 般 会 計	区 分	効 果 額 (千円)					
		H17	H18	H19	H20	H21	計
	町 民 税	470	748	849	339	317	2,723
	固 定 資 産 税	1,831	1,031	1,146	673	516	5,197
	軽 自 動 車 税	34	32	19	0	0	85
	合 計	2,335	1,811	2,014	1,012	833	8,005

(2) 公有財産の売払

売却可能な町有財産については、未利用地の適正処分を行い歳入の確保に努めます。

売却予定件数 5年間 7 件 効果額 21,000 千円増収

項 目	効 果 額 (上段:件数、下段:千円)					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
土地開発公社保有地売却	0	0	0	7	0	7
	0	0	0	21,000	0	21,000



3 歳出の削減

(1) 人件費

定員適正化計画に基づき職員数・人件費の抑制に努めます。

定員管理の見直しによる削減

目標 5年間 23人削減 効果額 196,062 千円削減

項 目	効 果 額 (単位:件数、千円)							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計	
集中改革プランによる削減	職員数	331	331	330	325	313	304	
	採用見込数	14	5	2	2	1	4	28
	退職見込数	14	6	7	14	10		51
	増減数	0	1	5	12	9	4	23
	増減後の職員数	331	330	325	313	304	308	
	純減割合	0.0	0.3	1.5	3.7	2.9	1.3	6.9
	人件費削減額	23,619	23,297	46,078	64,346	55,609	16,887	196,062

人件費削減額に伴う共済費削減効果額は下記の 給与等の見直しに計上

給与等の見直し

米・野菜等の不作・価格低迷、漁獲資源の減少など様々な要因に伴う第一次産業の落ち込み、景気低迷による民間企業との給与格差、さらには町財政の厳しい現状を踏まえ人件費総額抑制を基本に削減を図ります。

効果額 218,461 千円削減

項 目	効 果 額 (単位:千円)					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
ア. 常勤特別職報酬の削減	0	2,486	0	0	0	2,486
イ. 常勤特別職期末手当の削減	0	4,412	0	0	0	4,412
ウ. 議員報酬の削減	0	5,250	0	0	0	5,250
エ. 議員期末手当の削減	0	4,831	0	0	0	4,831
オ. 管理職手当の削減	0	14,500	0	0	0	14,500
カ. 職員期末勤勉手当の削減	0	71,471	0	0	0	71,471
キ. 時間外手当の削減	0	2,012	0	0	0	2,012
ク. 寒冷地手当の削減	0	27,357	0	0	0	27,357
ケ. 職員等人件費削減に伴う共済費、負担金の削減	9,940	7,602	13,387	38,675	16,538	86,142
合 計	9,940	139,921	13,387	38,675	16,538	218,461



職員福利厚生事業補助金の見直し

効果額 582 千円削減

項 目	効 果 額 (単位:千円)					計
	H17	H18	H19	H20	H21	
職員福利厚生事業補助金等の削減	582	0	0	0	0	582

議員定数の見直し

議会において次期選挙における議員定数の見直しを図ります。

5年間 22人削減 効果額 66,353 千円削減

項 目	効 果 額 (単位:千円)					計
	H17	H18	H19	H20	H21	
議会議員定数の見直し	0	0	66,353	0	0	66,353

(2) 物件費

消耗品費の節減

消耗品等については、ファイル等の再利用やコピー用紙の裏面使用、両面コピー、両面印刷を徹底します。また、事務用品については、予備を極力持たないよう儉約を徹底します。

5年間 4%削減 効果額 3,720 千円程度

項 目	H17	H18	H19	H20	H21	計
率	-	1%	1%	1%	1%	4%
効果額(千円)	-	930	930	930	930	3,720

光熱水費等の節減

平成17年度から石油価格の高騰により、削減効果額は見込めない状況です。

光熱水費、燃料費については、公共施設ごとに節電・節水の強化、燃料代の節約に努めます。



5年間 7.7%増加 効果額 14,626 千円増加

項目	H17	H18	H19	H20	H21	計
率	-	8.0%	0.1%	0.1%	0.1%	7.7%
効果額(千円)	-	15,346	240	240	240	14,626

除雪に関する燃料費は不確定要因が多いため除く

臨時職員の適正化

臨時職員については、業務に応じた臨時職員の適正数の配置を検討し、臨時職員数の削減に努めます。さらには、雇用形態がパートタイム雇用に変化してきている民間雇用の実態などとの均衡を図り、臨時職員賃金の適正化に努めます。

5年間 10人削減 効果額 18,936 千円削減

項目	効果額 (単位:千円)					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
雇用抑制(人数)	0	10	0	0	0	10
賃金の削減	0	16,716	0	0	0	16,716
賃金等削減に伴う社会保障費の削減	0	2,220	0	0	0	2,220
合計	0	18,936	0	0	0	18,936

旅費の削減

旅費については、日当・宿泊料を見直し旅費総額の削減に努めます。

職員の道外出張については、特別の事情がない限り、原則として廃止します。

5年間 45.0%削減 効果額 16,184 千円削減

項目	H17	H18	H19	H20	H21	計
率	0%	30%	5%	5%	5%	45%
効果額(千円)	0	10,790	1,798	1,798	1,798	16,184

通信運搬費の節減

通信運搬費については、郵便物の一括郵送、メールの活用等により節約に努めます。

5年間 8%削減 効果額 7,380 千円削減

項目	H17	H18	H19	H20	H21	計
率	0%	2%	2%	2%	2%	8%
効果額(千円)	0	1,845	1,845	1,845	1,845	7,380



備品購入費の抑制

備品購入については、既存備品の再利用・修理等により対応し新規購入抑制に努めます。

5年間 4%削減 効果額 172 千円削減

項目	H17	H18	H19	H20	H21	計
効果額(千円)	0	43	43	43	43	172

公用車経費の抑制

公用車については、必要最小限の台数保持とし、公用車経費の抑制に努めます。

5年間 2台削減 効果額 454 千円削減

項目	H17	H18	H19	H20	H21	計
台数	3	1	0	0	0	2
効果額(千円)	674	220	0	0	0	454

(3) 維持補修費、委託費等の縮減

施設維持補修費

施設の補修については、職員で補修出来る箇所は原材料等の購入により対応し補修費の縮減に努めます。

5年間 8%削減 効果額 8,432 千円削減

項目	H17	H18	H19	H20	H21	計
効果額(千円)	0	2,108	2,108	2,108	2,108	8,432

施設管理運営委託費の縮減

施設の管理運営委託費については、コストバランスを検証の上、指定管理者制度等を活用し経費の縮減に努めます。



指定管理施設 見込数 7施設 効果額 110千円削減

項 目	H17	H18	H19	H20	H21	計
指定管理施設数	0	0	7	0	0	7
効果額(千円)	0	0	110	0	0	110

(4) 補助金等の縮減

補助金、助成金、交付金の縮減

団体の財政内容、会費負担、組織再編整備を考慮しつつ5年間で8%縮減を目標とします。なお、補助効果が認められない事業は期限を設定するなど段階的に見直しを図ります。

5年間 8%削減 効果額 90,600千円削減

項 目	H17	H18	H19	H20	H21	計
率	0%	2%	2%	2%	2%	8%
効果額(千円)	0	22,650	22,650	22,650	22,650	90,600

負担金の見直し

一部事務組合等の負担金については、より効率的に運営できるよう各団体へ要請を行って行きます。また、削減が可能なものについて随時見直しを図ります。

5年間 23%削減 効果額 207,775千円削減

項 目	効果額 (単位:千円)					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
檜山北部広域連合負担金の削減	53,177	126,312	0	0	0	179,489
狩場葬祭組合負担金の削減	3,866	6,854	0	0	0	10,720
広域行政組合負担金の削減	0	17,566	0	0	0	17,566
合 計	57,043	150,732	0	0	0	207,775

(5) 投資的経費の見直し

継続事業の効果等の検証、優先順位を付した新規事業の選択など、適時見直しを行い財政状況に見合った投資的経費の執行に努めます。



効果額 3,132,000 千円削減

項 目	効 果 額 (単位:千円)					計
	H17	H18	H19	H20	H21	
事業の見直し	0	10,300	144,200	551,000	2,426,500	3,132,000

(6) 繰出金の縮減

各特別会計は、原則として収支均衡が図れる料金の適正な設定、未納対策を進め一般会計からの繰出金縮減に努めます。

効果額 30,000 千円削減

項 目	効 果 額 (単位:千円)					計
	H17	H18	H19	H20	H21	
国民健康保険事業特別会計	0	0	5,000	5,000	5,000	15,000
第 三 セ ク タ ー 等	0	0	5,000	5,000	5,000	15,000
合 計	0	0	10,000	10,000	10,000	30,000

(7) 起債の抑制

町債は有利子負債であり、町債の増加は償還費の増加要因となります。このことは、財政運営の硬直化を引き起こす原因ともなります。

健全な財政運営を図るため、投資的経費等の抑制に努め、借入する場合は財源的に有利な起債を利用します。